

## ソフトウェアサポートサービス契約

株式会社セゾン情報システムズ(以下「セゾン情報システムズ」といいます)は、株式会社アプレッソ (以下「アプレッソ」といいます) が著作権その他の知的財産権を保有するソフトウェアプロダクトのソフトウェアサポートサービスをお客様(以下「お客様」とは本ソフトウェアサポートサービスをお申込された法人または個人を言います)がソフトウェアプロダクトの使用権を適正に許諾されていることを前提として、以下の条件に基づいてお客様に提供します。お客様は以下の条件に同意することによりソフトウェアサポートサービスを受けることができます。

### 第1条 定義

1. 本契約で「ソフトウェアサポートサービス」とは、セゾン情報システムズがお客様に対して提供する「ソフトウェアサポートサービス」を言います。
2. 本契約で「ソフトウェアプロダクト」とは、本ソフトウェアサポートサービスの対象として、お客様がお申し込みされたソフトウェアプロダクト及び「関連資料」一式を包括して言います。
3. 本契約で「関連資料」とは、本ソフトウェアサポートサービスの対象として、お客様がお申し込みされたソフトウェアプロダクトに付随して提供されるマニュアル等の資料を言います。
4. 本契約で「利用」とは、本契約に従って「ソフトウェアプロダクト」を、コンピュータにローディングし格納すること、実行すること及び関連資料を使用することを言います。

### 第2条 基本的法律関係

セゾン情報システムズは、セゾン情報システムズ、またはセゾン情報システムズの代理店を介したお客様からのお申込みに対し「ソフトウェアプロダクト」の利用に関する「ソフトウェアサポートサービス」を提供し、お客様は本ソフトウェアサポートサービスのお申込先となるセゾン情報システムズ、またはセゾン情報システムズの代理店に対し対価として、請求書記載の料金を支払います。

### 第3条 契約期間

1. 本契約は、お客様がお客様の情報(お客様名、お客様の連絡先、ソフトウェアサポートサービスの対象ソフトウェアプロダクトに関する情報等)を、セゾン情報システムズが別途認める方法にて登録し、当該情報に基づきセゾン情報システムズがサポート登録を完了した時点で締結されたものとします。
2. 本契約の有効期間は、「ソフトウェアプロダクト」の契約期間開始日より1年間とします。
3. 前項における「契約期間開始日」とは、セゾン情報システムズがサポート登録を完了した日とします。

### 第4条 ソフトウェアサポートサービス内容

1. 本契約においてセゾン情報システムズが提供する「ソフトウェアサポートサービス内容」とは、次の通りです。下記内容以外のサービス内容は、[http://www.hulft.com/support/dss\\_support.html](http://www.hulft.com/support/dss_support.html)に掲載されているとおりとします。

- (1) 「ソフトウェアプロダクト」がアプレッソ所定の環境下で稼働するための、電話、E-mail、Web による質疑応答と情報を提供します。
  - (2) 「ソフトウェアプロダクト」が何らかの理由によりアプレッソによって改訂された場合、エンドユーザの有する「ソフトウェアプロダクト」のアップデート版を提供します。当該アップデート版の使用に対しても、お客様が「ソフトウェアプロダクト」の購入時にアプレッソから許諾された使用条件が適用されます。
  - (3) 「ソフトウェアプロダクト」が動作するプラットフォーム OS の変更サービスを別途、有料にて受けられます。
  - (4) ソフトウェアサポートサービスの対象となる製品のバージョンは、マイナーバージョンを表記する2桁までを基本とした6世代までとします。(最新を含めて2世代はフルサポートレベル、最新から3世代前はメンテナンスサポートレベル、4から6世代までがアシスタンスサポートレベル) 不具合等の補修改訂を含むアップデート版の提供は、アプレッソが保有するフルサポートレベルバージョンでの対応とします。なお、最新のサポートサービスに関しては、所定のサポート Web サイト記載の内容に従うものとします。アプレッソにより製品寿命(End of Life)が宣言された場合は、サポートサービスの期間内であっても製品寿命宣言を優先し、その製品に関するソフトウェアサポートサービスは、宣言日より18ヶ月間とします。
  - (5) 電話、E-mail、Web 以外のサポート(例えば、オンサイトサポート、コンサルティング、トレーニング等)は、本契約に基づくソフトウェアサポートサービス業務に含まれないものとします。オンサイトサポート、コンサルティング、トレーニング等のサービスは、別途締結される契約に基づきセゾン情報システムズ、またはアプレッソから提供されるものとします。なお、それらサービスの種類、内容及び費用については、エンドユーザからの請求に応じて、セゾン情報システムズ、またはアプレッソにより別途提示されるものとします。
  - (6) 「ソフトウェアプロダクト」のソフトウェアサポートサービスの提供につき、「ソフトウェアプロダクト」の動作に必要となる他のアプレッソ製品がある場合には、エンドユーザとセゾン情報システムズとの間における本契約及び「ソフトウェアプロダクト」の動作に必要となる他のアプレッソ製品のソフトウェアサポートサービスに関する契約がいずれも契約期間中であるときに限り、エンドユーザからの「ソフトウェアプロダクト」に関する問い合わせに対応します。
2. 前各項のサービスは、「ソフトウェアプロダクト」毎に指定された環境の範囲内で提供されるものとします。

### 第5条 ソフトウェアサポートサービス時間

ソフトウェアサポートサービスの受付日時は、月曜から金曜の、9:30~17:00までとし、かつ日本国の祝祭日とセゾン情報システムズが指定する日を除くものとします。

### 第6条 ソフトウェアサポートサービス料金

1. お客様は本ソフトウェアサポートサービスをお申込されたセゾン情報システムズ、またはセゾン情報システムズの代理店に対し、請求書記載の料金を、請求書記載の方法で支払います。
2. 第4条第1項のソフトウェアサポートサービス内容については、契約期間開始日よりソフトウェアサポートサービス料金の対象とします。
3. 第4条に関するソフトウェアサポートサービス料金(1年間分)は、お客様が本ソフトウェアサポートサービスを購入したセゾン情報システムズ、またはセゾン情報システムズの代理店からお客様に対して請求され、お客様は当該請求書記載の支払条件に基づき支払うものとします。
4. 支払い済みのソフトウェアサポートサービス料金は、理由の如何を問わず、お客様に対して返還されることがないものとし、本契約の更新に伴うソフトウェアサポートサービス料金の変更については、本契約の更新の時点においてセゾン情報システムズの定める最新の料金体系によるものとします。

### 第7条 責任の制限

1. 本契約に定めるソフトウェアサポートサービスの提供先は、日本国内に限られるものとします。
2. セゾン情報システムズが提供するソフトウェアサポートサービスに起因または関連してお客様が損害を被った場合において、セゾン情報システムズに故意または重過失がないときは、セゾン情報システムズは当該損害に

ついて、原因の如何を問わず、お客様に対して、何等の責任も負わないものとします。

3. セゾン情報システムズが責任を負う場合においても、ソフトウェアサポートサービスに関するセゾン情報システムズの責任は、損害を発生させた対象ソフトウェアプロダクトの技術サポート料金としてお客様が実際に支払ったソフトウェアサポートサービス料金（1年間分）の範囲に限定されます。セゾン情報システムズは、いかなる場合においても、本ソフトウェアサポートサービスの利用に関連して生じた直接的損害、間接的損害、特別損害、付随的損害、結果的損害、及び業務上の利益の喪失、業務の中断による損失、業務情報の喪失、またはその他の一切の損害について、たとえそれらの発生の可能性を知らされていた場合であっても、上記の実際に支払われたソフトウェアサポートサービス料を超えて責任を負いません。

#### 第8条 秘密保持義務

1. お客様及びセゾン情報システムズは、相手方の事前の書面による承諾なくして、本契約に関連して相手方から書面上もしくは記録媒体、電子データ上で秘密である旨表示して開示され、または、相手方から口頭で秘密である旨明示して開示されたときから1ヶ月以内に秘密である旨を書面にて明示して開示された相手方固有の技術上、販売上その他業務上の秘密を、第三者に対して開示、漏洩しないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報から除くものとします。
  - (1) 開示の時点で既に公知のもの、又は開示後情報を受領した当事者の責によらずして公知となったもの。
  - (2) 甲又は乙が開示を行った時点で既に相手方が保有していたもの。
  - (3) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの。
  - (4) 相手方からの開示以降に開発されたもので、相手方からの情報によらないもの。
2. 前項の定めにかかわらず、お客様およびセゾン情報システムズの保有する個人情報、秘密情報とします。

#### 第9条 再委託

セゾン情報システムズは、お客様の承諾なくして、本契約に定めるセゾン情報システムズの義務と同等の義務を遵守させることを条件に、自己の責任と負担において、第三者に対してソフトウェアサポートサービス業務を委託することができるものとします。

#### 第10条 契約の解約

お客様が、本契約期間内に本契約の解約を希望する場合には、解約希望日の90日以上前までに、その旨をセゾン情報システムズに書面で解約を届け出るものとします。

#### 第11条 契約の移転

セゾン情報システムズは、本契約におけるセゾン情報システムズの権利義務を、アプレzzo又はアプレzzoが指定する者に移転することができるものとします。

#### 第12条 再契約の条件

お客様が本契約を更新することを拒絶し本契約が終了した後、お客様が再度本契約の対象となるソフトウェアプロダクトについてのソフトウェアサポートサービスの提供を希望する場合、お客様は、当初の契約が終了した翌日からソフトウェアサポートサービス料金をセゾン情報システムズまたはセゾン情報システムズの代理店に対し支払うことにより、本契約を継続することができるものとします。

#### 第13条 契約の解除

1. お客様またはセゾン情報システムズは、相手方が本契約に違反した場合には、相当の期間を決めて相手方に本契約の履行を催告し、その期間内に履行がなされないとき、本契約を解除することができるものとします。
2. お客様またはセゾン情報システムズが、次のいずれかの事由に該当するとき、相手方は何等の通知・催告をすることなく、直ちに本契約を解除することができるものとします。
  - (1) 支払いの停止があったとき、または仮差押、差押、競売、法的倒産手続き（破産、民事再生手続き、会社更生手続きを含み、且つこれらに限定しないものとします）による手続き開始の申し立てを受けたとき、または清算に入ったとき。
  - (2) 租税公課を滞納して、督促を受けまたは差押を受けたとき。
  - (3) 監督官庁より営業の停止または営業免許もしくは営業登録の取消等の処分を受けたとき。
  - (4) 解散決議、事業の全部もしくは重要な一部の譲渡、または廃止の決議が行われたとき。
  - (5) 第三者に合併・吸収されたとき。
  - (6) 手形または小切手が一回でも不渡りとなったとき。
  - (7) その他、資産、営業、信用等が著しく悪化またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき
  - (8) 下記の反社会的勢力に該当することが判明したとき。

記

「反社会的勢力」とは、暴力、威力、または詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人であって、以下の①または②に該当する集団または個人をいう。

- ① 暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、または、特殊知能暴力集団等。
- ② 暴力的な要求行為、または、法的な要求を超えた不当な要求行為を行う集団または個人。

3. お客様またはセゾン情報システムズは、前項各号のいずれかに該当した場合には、直ちに期限の利益を失い、相手方に対して負担する一切の金銭債務を弁済するものとします。

#### 第14条 契約の尊重

お客様、セゾン情報システムズ双方は、本契約を尊重し、本契約に定める事項について疑義が生じたとき、または本契約に定める無い事項について意見を異にしたときは、誠意をもってその解決にあたるものとします。

#### 第15条 準拠法および合意管轄

本契約は日本法に準拠するものとします。また、本契約に関して生じる一切の紛争解決について、東京地方裁判所をその第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

#### 第16条 存続条項

本契約第7条、第8条、第12条、及び第15条の各規定は、本契約の終了又は解除後も効力を有するものとします。

以上